

指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者の役割

泉大津市都市政策部水道課

平成28年 6月

目次

指定給水装置工事事業者の役割

I. 指定給水装置工事事業者の義務	・・・ 1
II. 給水装置工事主任技術者の職務	
1. 給水装置工事主任技術者の役割	
2. 主任技術者に求められる知識と技能	・・・ 2
(1) 調査段階	
①事前調査	
②水道事業者等との調整	・・・ 3
(2) 計画段階	
①給水装置、機材の選定	
②工事方法の決定	
③必要な機械器具の手配	
④施工計画、しゅん工図の作成	・・・ 4
(3) 施工段階	
①工事従事者に対する技術上の監督指導	
②工程管理、品質管理、安全管理	
③工事従事者の健康の管理	・・・ 5
(4) 検査段階	
①工事のしゅん工検査	
(5) 基準適合品の使用等 (経過) ①～⑥	・・・ 6
◎関係法令 (抜粋)	・・・ 7
水道法 (給水装置の構造及び材質)	
水道法施行規則 (給水装置工事主任技術者の職務)	
水道法施行令 (給水装置の構造及び材質の基準) 第五条	
泉大津市指定給水装置工事事業者規則 (主任技術者の職務等) 第11条 (事業の運営に関する基準) 第13条	・・・ 8

指定給水装置工事事業者の役割

I. 指定給水装置工事事業者の義務

指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）は、水道法及び水道法施行規則等に定められた基準を遵守しなければならない。これに違反した場合は、指定給水装置工事事業者の指定取消し又は効力の停止を受けることがある。（水道法第25条の8）

（泉大津市指定給水装置工事事業者規則第7条又は第8条）

- 1) 事業所から選任した給水装置主任技術者（以下「主任技術者」という。）から給水装置工事ごとに主任技術者を指名し、その事業者は施工した工事について以下の（1）～（6）の書類を作成し3年間保存することが義務付けられている。（水道法第25条の4の第1項）（水道法施行規則第36条第6項）（泉大津市指定給水装置工事事業者規則第12条及び第13条）

- （1）工事申込者の氏名又は名称
- （2）工事場所
- （3）施工完了年月日
- （4）主任技術者氏名
- （5）しゅん工図
- （6）給水装置に使用した給水管及び給水用具の名称、適合確認書等の記録

- 2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水管への取出口から市のメーターまでの工事を施工しようとする場合において、配水管及び地下埋設物に変形、破損等を生じさせないように、適切に作業が行うことができる技能を有する者に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させなければならない。（水道法施行規則第36条第2項）

指定工事事業者は、給水装置工事（軽微な変更は除く）を施工することができる唯一の施工者であり、その工事が公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与していることを自覚し、施行される給水工事に対して責任を持って対処することが必要である。

- 3) 水道メーターを設置せず水道を使用した場合、及び給水装置申請書を提出せず工事を無届で施工した場合には、泉大津市水道事業給水条例第36条（無届による不正工事に過料5万円）及び第37条（料金を免れようとした者に対し過料5万円）の罰則を科すものとする。

II. 給水装置工事主任技術者の職務

給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）は、水道法施行規則第23条及び泉大津市指定給水装置工事事業者規則第11条を遵守し、安全で適正な工事が行えるよう次の細目を遂行する義務がある。

1. 給水装置工事主任技術者の役割

- 1) 主任技術者は、調査段階から検査段階に至るそれぞれの段階に応じて、給水装置工事の適正を確保するために技術の要として役割を十分に果たさなければならない。

- 2) 主任技術者は、給水装置工事の構造、材質基準等に適合し、かつ、発注者が望む給水工事を完成させるために、工事現場の状況、工事内容に応じて必要となる工種及びその技術的な難易度、関係行政機関等との調整と手続きなどを熟知しておかなければならない。
- 3) 主任技術者は、適切な技能を有する者、配管工など、給水装置工事に従事する従業員等に対して施行する給水装置工事に関する技術的な指導監督を十分に行うとともに、それらの関係者間のチームワークと相互信頼関係の要とならなければならない。

2. 主任技術者に求められる知識と技能

- 1) 給水装置工事は、工事の内容が人の健康や安全に直結した給水装置の設置又は変更の工事であることから、給水装置の選択や工事の施工が不良であれば、その給水装置によって水道水の供給を受ける利用者のみならず、水道事業者の配水管への汚水の逆流の発生などにより公衆衛生上大きな被害を生じさせる恐れもあるので衛生上、十分な注意を要する工事である。
- 2) 給水装置は、布設される給水管や弁類などが地中や壁中に隠れてしまうので施工不良を発見することも、技能の一つとして認識すべきである。また、それが発見された場合の修繕も容易ではないという特殊性がある工事である。
- 3) 主任技術者は、常に水道が国民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要であり、給水装置の構造・材質基準や給水装置工事技術などについての専門的な知識と経験を有していることが求められる。
- 4) 給水装置工事は、現場ごとに発注者から目標品質が定められている「受注生産」であり、また、「現場施工」である。このことは、建設工事として特殊性があり、個々の現場の状況や必要となる工種に応じた工事計画の立案や品質管理などを適切に行わなければならない。
- 5) 主任技術者には、調査段階から検査段階に至るまでそれぞれの段階に応じて、次のような職務を確実に実施できるような、さまざまな専門的な知識及び技能が求められる。

(1) 調査段階

①事前調査

- ア. 給水装置工事の現場について十分な事前調査を行い、現場の状況に応じて適正な施工計画等を策定し、工事の難易度にあわせて熟練した配管工を配置・指導し、工程管理・品質管理・安全管理などを確実に行わなければならない。
- イ. 地形・地質はもとより既存の地下埋設物の状況等について事前調査を十分に行い、それによって得られた情報を給水装置工事の施工に確実に反映させなければならない。
- ウ. 事前調査においては、必要となる官公署等の手続きを漏れなく確実に行うことができるように、関係の水道事業者の供給規程の他、関係法令等の確認、水道法に基づく給水装置の構造・材質基準に定められた油類の浸透防止、酸・アルカリに対する防食、凍結防止などの工事の必要性の有無を調べることも必要となる。

②水道事業者等との調整

- ア. 水道事業者は、水道法第14条に基づき、給水条例等の供給規程を定めている。
- イ. 供給規程には、給水区域の需要者が行う給水契約の申込み手続きなどが定められている。
- ウ. 給水装置工事を施工しようとするときは、水道事業者との間で、供給規程及びそれに基づいて定められている細則などにより、給水装置工事の施工の内容、計画等について、あらかじめ打合わせることが必要である。
- エ. 埋設する配管工事については、工事の時期、時間帯、工事方法などについて、あらかじめ水道事業者や道路管理者などの承認や指示を受けることが必要である。

(2) 計画段階

①給水装置、機材等の選定

- ア. 給水装置工事の適正を確保するためには、構造・材質基準に定められた性能基準に適合した給水管や給水用具を使用することが必須である。
- イ. 主任技術者は、給水装置の構造・材質基準を熟知し、基準に適合していることが確認できる給水管や給水用具の中から、現場の状況に合ったものを選択しなければならない。
- ウ. 現場によっては、施主等から工事に使用する給水管や給水用具を指示される場合があるが、それらが基準に適合していないものであれば使用せず、使用できない理由を明確にして施主等と協議調整しなければならない。
- エ. 水道事業者の施設である配水管に給水管を接続する工事について、水道事業者による使用材料・工法の指示がある場合は、その指示に従わなければならない。
- オ. 水道事業者は、地震により被災した場合の応急復旧を迅速に行うことなどを目的として、供給規程等において道路の下の給水管や給水用具の構造材質を制約していることがあり、そのような場合は、その制約に適合した製品を用いなければならない。

②工事方法の決定

- ア. 給水装置工事は、給水管や給水用具から汚水の吸引や逆流、外部からの圧力による破壊、酸・アルカリによる浸食、電食、凍結などが生じることがないように、構造・材質基準に定められた給水装置施工基準を必ず満足するように行わなければならない。
- イ. 弁類や継手、給水管の末端に設ける給水用具の中には、現場の条件によっては使用に適さないものもあるので、それぞれの仕様や性能・施工上の留意事項等を熟知したうえで給水装置工事に用いなければならない。

③必要な機械器具の手配

- ア. 給水装置工事には、配水管と給水管の接合、管の切断、給水用具の給水管への取付けなどの様々な工種がある。
- イ. 使用する材料にも金属製品や樹脂製品など様々なものがあり、さらに金属

や樹脂も、その種類によって施工方法は一樣ではない。

ウ．工種や使用材料に応じた適正な機械器具を判断し、施工計画の立案に反映し、現場の施工に用いることができるように手配等を行わなければならない。

④施工計画・しゅん工図の作成

ア．給水装置工事は、建築物の工程と調整しつつ行うことになるため、事前調査の際に得られた情報を水道法、泉大津市水道事業給水条例、泉大津市水道事業給水条例施行規則、給水装置工事施工基準等に基づき、泉大津市との協議を行い、給水装置工事を無駄や無理のない段取りによって施工しなければならない。また、工事の品質を確保する上で必要な給水装置工事の工程に制約が生じるようであれば、それを建築物の工程に反映するように協議調整しなければならない。

イ．給水装置工事を予定の期間内で迅速かつ確実にを行うため、現場作業にかかる前にあらかじめ詳細な施工計画を作成し、工事従事者に周知徹底しておくことなどの措置を講じなければならない。

(3) 施工段階

①工事従事者に対する技術上の監督指導

ア．給水装置工事は、様々な単位工程の組合せであり、それらの単位工程の中には難度の高い熟練した技術力を必要とするものもある。

イ．主任技術者は、行おうとする工種と現場の状況に応じて、工事品質を確保するために必要な能力を有する配管工などの配置計画をたてるとともに、それぞれの工事従事者に対する適切な技術的指導を行わなければならない。

ウ．配水管と給水管の接続工事や埋設管工事の配管工事については、適正な工事が行われなかった場合には水道施設を損傷したり、汚水混入による広範囲にわたる水質汚染事故を生じさせたり、公道部分における漏水で道路の陥没などの事故を生じさせたりすることがあるので、十分な知識と熟練した技能を有する者に工事を行わせるか、又は現場工事を監督させるようにしなければならない。

②工程管理、品質管理、安全管理

ア．施工段階における工程管理、品質管理、安全管理等は主任技術者が職務として行う給水装置工事の技術上の管理のうち、根幹的なものである。

イ．主任技術者は、調査段階、計画段階等で得られた情報に基づき、又は計画段階で関係者と調整して作成した施工計画に基づき、最適な工事工程を定めそれを管理しなければならない。

ウ．給水装置工事の品質管理は、工事の発注者に対して、あらかじめ誓約書などで約束している給水装置を提供するために必要不可欠である。

エ．主任技術者は、職務として、給水装置の構造及び材質が基準に適合していることの確認を行わなければならない。そのためには、しゅん工時の検査の実施のみならず、自ら又は信頼できる現場の工事従事者に指示することにより、工程ごとの工事品質の確認を励行しなければならない。

オ．工事の実施にあたっては、例えば配水管の穿孔を慎重に行って破損しないように、給水管の管端から土砂が入らないように、樹脂管接続箇所の水部

に分接着剤が付着しないように、及び水の汚染や漏水が生じることなどがないように、工事の品質管理を行わなければならない。

カ．工事を実施する上での安全管理も重要な職務である。安全管理は、工事従事者の安全の確保と、工事の実施に伴う公衆に対する安全の確保がある。後者のうち、特に埋設管工事については、道路工事を伴うことから通行者の安全の確保及びガス管、電線、電話線などの保安について万全を期す必要がある。

③工事従事者の健康の管理

ア．水道は、人の飲用に適する水を供給するもので、給水装置工事の実施にあたっては、どのような給水装置の工事であっても、水道水を汚染しないように十分に注意しなければならない。

イ．主任技術者は、工事従事者の健康状況にも注意し、病原菌がし尿に排泄される赤痢等の保菌者が給水装置工事に従事することにより、水道水が汚染されることの事態が生じないように管理しなければならない。

(4) 検査段階

①工事のしゅん工検査

主任技術者は、しゅん工図等の提出書類及び検査日程を確認し変更がある場合は、市の担当者との調整に努め、順調な工程をとれるように行わなければならない。また、給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験、水質試験（残留塩素測定等）等を行うこと。

ア．主任技術者は自ら又はその責任のもと信頼のできる現場の工事従事者に指示することにより、適正なしゅん工検査を確実に実施しなければならない。

イ．しゅん工検査は、新設、改造、引込等の工事を行った後の給水装置が、給水装置の構造・材質基準に適合しているものになっていることを確認し、水道の利用者に提供するための最終的な工物品質確認である。

ウ．指定工事業者は、発注者の信頼を確保できてこそ業務を達成させることができるものであり、適正なしゅん工検査の実施は、そのためにも重要な工程である。

(5) 基準適合品の使用等

主任技術者は、給水装置工事を施工したあとの給水装置が構造・材質基準に適合するように技術上の管理を行わなければならない。この職務を果たすためには、構造・材質基準に適合した給水管や給水用具を用いなければならない。また、この工事の種別や使用材料に適した機械器具などを用いて給水装置工事を行わなければならない。

(経過)

① 平成9年3月の水道法施行令の改正等により、水道法第16条に基づく給水装置の構造・材質基準が明確化・性能基準化された。

② 給水装置に用いる給水管や給水用具の製造者は、自ら製造過程の品質管理や製品検査を適正に行い、構造・材質基準に適合する製品であることを自ら承認する（自己認証）ことが基本となった。

(主任技術者が行う内容)

- ① 指定工事業者は、給水装置工事に使用しようとする製品について、その製品の製造者に対して構造・材質基準に適合していることが判断できる資料の提出を求めるなどにより、基準に適合している製品を使用しなければならない。
- ② 主任技術者は、給水装置に用いる製品が構造・材質基準に適合していることを承認することを業務とする第三者認証機関によって、その認証済みマークが表示されている製品もあるため、その把握に努めなければならない。
- ③ 主任技術者は、指定工事業者が行う給水装置工事の技術力の要であり、工事した給水装置が構造・材質基準に適合するようにするために、工事の技術上の管理や基準適合性の確認などの職務を誠実に行わなければならない。
- ④ 主任技術者は、給水装置の構造・材質基準を熟知し、工事に用いようとする給水管や給水用具が基準に適合しているものであること、工事の実施方法が基準に適合した給水装置とする上で適正なものであることについて技術的な判断を行わなければならない。
- ⑤ 主任技術者は、施主が使用を希望する給水用具であっても基準に適合しないものであれば、それを使用できないことについて、自ら又は営業担当者等を通じて施主に説明し理解を得なければならない。基準適合性が不明である場合には、厚生労働省指示に定められている試験方法による試験を行うことができる試験所や第三者認証機関などに製品試験を依頼することなどにより、科学的根拠で判断しなければならない。
- ⑥ 給水装置工事には、配水管と給水管の接合、管の切断・接合、給水用具の給水管への取付けなどの様々な工種がある。また、使用する材料にも金属製品や樹脂製品など様々なものがある。さらに金属や樹脂、その種類によって施工方法は、一様ではない。従って、主任技術者は、工種や使用材料に応じた適正な機械器具の種類を判断し、施工計画に反映するとともに、現場の施工に用いることができるように手配等を行わなければならない。

◎関係法令（抜粋）

水道法

（給水装置の構造及び材質）

第十六条 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

水道法施工規則

（給水装置工事主任技術者の職務）

第二十三条 水道法第二十五条の四第三項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- 二 第三十六条第一項第二号に掲げる工事に係る工法、工事その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 三 給水装置工事（軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

水道法施行令

（給水装置の構造及び材質の基準）

第五条 法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。
 - 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
 - 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

泉大津市指定給水装置工事事業者規則

（主任技術者の職務等）

第11条

主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
 - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認
 - (4) 給水装置工事に関し、市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡
- 2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(事業の運営に関する基準)

第13条

指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 前号に掲げる工法、工期、工事上の条件とは、次のアイウをいう。
 - ア 工法 配水管の管種等に応じた工法、災害予防及び災害時の緊急工事を円滑かつ効率的に行う観点からの材料及び工法等の指定をいう。
 - イ 工期 水道事業の断水防止の観点からの工期の指定をいう。
 - ウ 工事上の条件 市の職員の立会いの下での工事の施工等の工事上の条件をいう。
- (5) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (6) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (7) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所

- ウ 施行完了年月日
- エ 主任技術者の氏名
- オ しゅん工図
- カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ 第 11 条第 1 項第 3 号の確認の方法及びその結果